

平成25年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月25日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月25日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政策推進 課 長	黒川 静一
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税務課長	服部 康彦
		次 長 兼 総務課長	江上 文啓	安心安全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	佐藤 一夫	次 長 兼 環境課長	上田 実
		次 長 兼 健康推進 課 長	川合 保	次 長 兼 子育て推 進課長	鈴木 利彦
		高齢介護 課 長	能島 頼子	保険医療 課 長	山本 章人
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 まちづく り推 進課長	志治 正弘
		土木農政 課 長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	橋本 浩之		
	上下水道部	次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水道課長	佐藤 正樹		
	消 防 本 部	消 防 長	大橋 清	次 長 兼 消防署長	坪井 利親
		総務課長 兼予防 課 長	伊藤 啓二		
	教育委員 会事務局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教育課長	鈴木 智久
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 議案第53号 旧蟹江高等学校解体撤去工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第39号 表彰について
- 日程第3 議案第40号 蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第43号 字の区域の設定について
- 日程第5 議案第41号 蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第42号 蟹江町下水道条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第46号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第47号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第48号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第50号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第51号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 認定第1号 平成24年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 平成24年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第7号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第8号 平成24年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第22 発議第7号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について
- 日程第23 発議第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第24 発議第9号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第25 発議第10号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

- 日程第26 発議第11号 蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書の提出について
- 日程第27 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第28 議案第53号 旧蟹江高等学校解体撤去工事請負契約の締結について

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成25年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いします。

お手元に、発議第7号から発議第11号までの意見書提出議案、総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書、認定第1号一般会計決算認定にて請求のありました資料が配付してあります。

各議員には、平成24年度蟹江町教育委員会点検・評価報告書、小・中学校の保護者に配付されました台風・地震等における児童・生徒の登下校について（改訂版）、平成25年第1回臨時会、第2回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いします。

また、防災建設常任委員には、総務民生常任委員会にて請求のありました議案第43号及び議案第46号の資料が配付してあります。

皆様をお願いいたします。

本会議終了後、マスコットキャラ「カニンジャ」のお披露目があるそうですので、その場でお待ちいただくようお願いいたします。

ここで、佐藤化学工業跡地の土壌検査結果と台風18号による被害状況報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、貴重な時間をいただきまして、行政報告をさせていただきたいと思っています。

まず1点目は、佐藤化学工業跡地に関する土壌に関する調査報告でございます。

この跡地等につきましては、9月3日開催の全員協議会で、6月議会から現在に至るまでの経緯と取得計画などについてご説明を申し上げました。その中で、取得予定地の土壌調査につきましては、結果が出次第にご報告申し上げるということになっていましたところ、その調査結果がわかりましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

対象の土地につきましては、6月20日から環境省の土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として指定された専門会社により、調査、分析が行われました。結果、一部の地点、これ南東角の付近でございますが、その地点でヒ素及びその化合物が基準値を超過しているものの、それ以外の有害物質は指定基準を満たしているとの調査結果が報告されました。

このことを受けまして、土地所有者が汚染区域の土壌改良を実施いたしました。そして、再度の調査、分析を行った結果、本調査の結果は、全特定物質について基準以内であることが確認をされた。フッ素及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物の検出が見られたものの、いずれの結果も検出された濃度は低濃度である。これにより、対象地の土壌については、土壌汚染のない正常な土壌環境であることが確認されたとの最終報告が先日、町へ提出されたわけでございます。

この結果を踏まえまして、町といたしましても、佐藤化学工業跡地の土壌に関しては、問題のないレベルであると結論づけたことをご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

続きまして、台風18号の被害状況等についての報告でございます。

さきの9月15日、これ日曜日の夜半から16日月曜日の朝にかけて、東海地方を直撃した台風18号の被害状況及びその対応についてご報告を申し上げます。

台風18号は、9月16日月曜日の朝8時前に愛知県の豊橋市に上陸し、その後、北上を続け、関東甲信越地方を通って、東北を縦断して太平洋に抜けました。結果、広い範囲で大雨となり、全国に大きな被害をもたらしました。蟹江町におきましては、降り始めの15日の日曜日には総雨量40.5ミリ、16日月曜日には昼前までに122ミリの雨量が観測されたところでございます。時間雨量は、最大で1時間31ミリの降水量が確認をされています。その間、蟹江町では、16日日曜日の16時33分、午後4時33分に名古屋中央气象台が発表した大雨・強風・洪水注意報を契機に初動体制に入りまして、災害対策本部を解散したあくる17日月曜日のお昼12時まで非常配備体制をとり、災害に備えました。

被害の状況でございますが、幸いにも人的被害はなく、道路冠水箇所が8カ所、住宅の被害として床下浸水箇所が1カ所あったとの報告を受けています。そして、今回も先回の9月4日と同様に、福田川、蟹江川の水位が避難準備情報水位を超えたために、両地域にお住まいの住民を対象に、万が一に備え、避難準備情報を発信いたしました。情報の伝達手段としては、蟹江町の防災同報無線、エリアメール、町防災情報メール、クローバーテレビの文字放送、エフエムななみ、そして消防団広報などを利用し、住民への周知を図ったところでございます。

以上が台風18号の経過状況でございますが、まだまだ台風等襲来する時期が続きます。今後も引き続き、万が一の災害に備え、早目の対応と迅速な情報伝達に努めてまいりますので、議員各位におかれましてもご協力とご理解をよろしくお願し、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

これで行政報告を終わります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 議案第53号「旧蟹江高等学校解体撤去工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は精読にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第2 議案第39号「表彰について」

日程第3 議案第40号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」

日程第4 議案第43号「字の区域の設定について」

を一括議題といたします。

本3案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

総務民生常任委員会に付託されました3案件につきまして、9月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第39号「表彰について」を議題としました。

質疑、討論もなく、議案第39号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、延滞金を納めていない人はそれぞれ何人いるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、延滞金は保険料を全部納めたときに確定するので、納めていない人の正確な人数はわからない。しかし、平成24年度に延滞金を納めた方は、介護保険では1人、後期高齢者医療では8人であるという内容の答弁がありました。

次に、どういう人たちが未納となるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、介護保険に関してはサービスを利用することはないと言われる方、収入の面で支払いができない方、単純に忘れていた方など、いろいろな方がみえるという内容の答弁がありました。

今回の改正でどう変わるのか、具体的にわかりやすく説明してほしいという内容の質疑がありました。

これに対して、延滞金は納期限を過ぎたときに発生するが、改正により延滞金の率が下がり、従来ならかかる方も、今後は延滞金が発生しないということもあるという内容の答弁がありました。

次に、介護保険、後期高齢者医療の滞納対策についてどのようにしているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、後期高齢者医療については、保険料を滞納すると短期被保険者証になったり、それでも滞納が続く場合は被保険者資格証明書というものになる。また、介護保険については、サービスが必要になったときに給付制限される。このようなことになる前に、20日を過ぎたら督促状を送付し、電話催告等を行っているという内容の答弁がありました。

他に質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第40号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「字の区域の設定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、委員会の委員はどんな方が入っているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、商工会長、土地改良区理事長、議長、総務民生常任委員長、防災建設常任委員長、農業委員会会長、嘱託員会長、中部電力港営業所所長、日本郵便株式会社蟹江郵便局長、名古屋法務局津島支局長、教育委員長、小中学校長会長、婦人会長、一般の主婦の方々に構成されているという内容の答弁がありました。

次に、該当者に対し、どのように案内、通知をしたのかという内容の質疑がありました。

これに対して、住民説明会の折に該当者全てに個人通知をしたという内容の答弁がありました。

次に、町界町名変更に伴う各種手続について意見、要望等があったのかという内容の質疑がありました。

これに対して、8月16日の会議中には特に意見、要望等はなかった。何か質問等があれば、役場のほうで親身に対応させていただくという内容の答弁がありました。

他に質疑を求めたところ、他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第43号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、委員会に付託されました案件終了後、その他として所管事務調査の質疑を認め、議案第46号一般会計補正予算中、総合福祉センターの温泉使用料について、理事者より答弁を受けました。

防災建設常任委員会委員の皆様には、お手元に資料を配付しております。

まず、平成20年ごろから5ないし600万であったものが、急に900万円の予算計上は理解で

きないという内容の質疑がありました。

これに対して、量水器が長年、交換されていなかったため、経年劣化による誤作動が生じたと思われる。10年間誤った使用料であった。量水器を交換したことにより、正規の使用料となり、予算の増額となったという内容の答弁がありました。

次に、企業として、10年間もそのまま放置していたということは理解できない。今後きちんと量水器について管理するように申し入れをしてほしいという内容の質疑がありました。

これに対して、今後は、公共施設、民間についてもきちんと管理するよう申し入れを行うという内容の答弁がありました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(12番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第39号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第4 議案第43号「字の区域の設定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 議案第41号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第42号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」

を一括議題といたします。

本2案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

ご報告させていただきます。

防災建設常任委員会に付託されました議案第41号、第42号につきまして、去る9月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず最初に、議案第41号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、水道は滞納になるととめることができるが、下水道はどうなるのかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、水道につきましては3回の警告でとめさせていただくが、下水道はと

めることができないという内容の答弁でございました。

次に、市街化に隣接している調整区域の方が下水道を引いた場合はどうなるのかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、下水道本管に隣接している方については無償で行うが、距離が離れている方については負担をしていただくという内容の答弁がございました。

次に、藤丸団地と須成地区は高さが違うが、ポンプアップするのかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、全体計画で排水できるよう考えてあるため、大丈夫であるという内容の答弁がございました。

次に、料金の一本化の方法はないのかという内容の質疑がありました。

これに対しまして、理想は下水道一本の料金でいきたいという内容の答弁でございました。

次に、どの指定業者がどのくらいの工事を受け入れているのか把握しているのか、また、わからない住民に対し業者の紹介をしているのかという内容の質疑がございました。

これに対しまして、把握はしているが、業者のあっせんはできないという内容の答弁でした。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めましたところ討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第5 議案第41号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第46号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 議案第47号「平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第48号「平成25年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第49号「平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第50号「平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 議案第51号「平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第52号「平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 認定第1号「平成24年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 認定第2号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 認定第3号「平成24年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 認定第4号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 認定第5号「平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 認定第6号「平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 認定第7号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 認定第8号「平成24年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月18日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり利益の処分を可決することとし、決算を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり可決、認定されました。

(「議長」の声あり)

○12番 吉田正昭君

12番 吉田です。

すみません、次のに入っていく前に、発議第9号なのですが、お手元の発議第9号の1ページ、2ページ目がちょっと抜けているように思うんですが、一遍、確認のほうをよろしく

お願いします。

○議長 高阪康彦君

ああ、ないわ。すみません、ありません、1枚。

(「よろしくお願いします」の声あり)

これ1枚足らんぞ、2ページ目が。

(「暫時休憩して」の声あり)

では、ちょっと暫時休憩いたします。

(午前10時40分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 高阪康彦君

発議第9号の2ページ目が配られましたので、申しわけありません、差し込んでいただきますようお願い申し上げます。

○議長 高阪康彦君

日程第22 発議第7号「学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 中村英子君

8番 中村です。

発議第7号「学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、同、伊藤俊一、同、吉田正昭、同、奥田信宏、同、松本正美、同、菊地久であります。

意見書(案)を朗読をもって提案させていただきますので、お願いいたします。

学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書(案)。

1998年に児童福祉法改正にともない、学童保育は「放課後児童健全育成事業」として、法律に基づく事業となりました。今や、仕事と子育ての両立支援になくてはならない事業となっています。

ところが、学童保育所が増えるとともに様々な課題や、質が問われる問題が起きてきまし

た。

国民生活センターでは、学童保育所における子どもの安全や安心の問題、指導員が低賃金、不安定雇用におかれていることなどが問題としてまとめられ、三度にわたって厚生労働省に対し、提言されています。

国では、「放課後児童クラブガイドライン」（2007年10月）が策定されましたが、望ましい方向を示すものに留まっています。また、指導員は東京都の最低賃金が国庫補助基準として積算され、安定した雇用を保障するものとは程遠い内容です。

現行の制度は、自治体が地域の実情に応じて実施するようになっており、学童保育の質の低下、地域格差が生じることは当然です。

現在、社会保障審議会で「学童保育の基準」について議論が進められようとしています。この基準が、公的責任の強化と、学童保育を必要とする子どもが安心して生活でき、健やかに育つことを保障につながる内容にしなければなりません。そして、質の向上のためには、学童保育所で働く指導員が安定的に働けるように常勤・複数での予算化が必要です。よって、下記事項について措置を講ずるよう強く要望します。

- 1、指導員の人件費を常勤・複数で予算化すること。
- 2、指導員の福利厚生費を予算化すること。
- 3、学童保育に関する国の責任を明確にし、学童保育の最低基準を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

以上、ご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

（8番議員降壇）

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第23 発議第8号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

発議第8号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

同、吉田正昭、同、奥田信宏、同、松本正美、同、菊地久、同、中村英子でございます。

朗読をもって提案説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題に直面している。いじめ問題への対応など、教育課題に対応するための定数改善がされたものの、少人数学級のさらなる推進のための定数改善計画が見送られたことにより、教職員定数増も見送られた。少人数学級を行うことで、一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれるなか、子どもたちにこれまでも増してきめ細やかに対応するためには、今後、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。しかし、自治体においては長引く不況の影響から教育予算の減額をせざるを得ない状況である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであることに加え、本年度、子どもの自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受け、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ還元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成26年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の

堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(7番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第24 発議第9号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田正昭君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 吉田正昭君

12番 吉田です。

発議第9号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、吉田正昭。

賛成者、同、奥田信宏、同、松本正美、同、菊地久、同、中村英子、同、伊藤俊一。

朗読をもって提案させていただきます。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費1／2助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年度以降は一進一退となり、この4年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、納付金は平均で約40万円にものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私間格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような状況下で、平成22年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施された。もしこの支援金が、日本一と言われた愛知県の授業料助成制度に加算されれば、私学の父母負担はかなり軽減される。しかし、県は財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙Ⅰ（年収約610万円未満）・乙Ⅱ（年収約840万円未満）では、公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。また、公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生の3人の1人は私学で学んでいる。私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

従って、当議会は、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている

授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成25年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

よろしくご審議をお願いいたします。

(12番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第25 発議第10号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 奥田信宏君

発議第10号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、同、松本正美、同、菊地久、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、吉田正昭。

案文の朗読によって提案にかえます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人あたり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この4年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、学納金は平均で約40万円にものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このように状況下で、平成22年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されている。私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは、公立とともに、「公教育」の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなる恐れもある。

愛知県下の高校生の3人の1人は私学で学んでおり、私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関である。そして私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。
ご審議のほうよろしく願いをいたします。

(11番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第26 発議第11号「蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書の提出について」
を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

発議第11号「蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、同、菊地久、同、中村英子、同、伊藤俊一、同、吉田正昭、同、奥田信宏。

朗読をもって提案とさせていただきます。

蟹江警察署建て替えの早期実現を求める意見書(案)。

東日本大震災における地震、津波の脅威は記憶に新しいところであるが、内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、蟹江町は最大震度6強の強い揺れや液状化等により、建物倒壊等の被害が発生すると予測されている。

海拔ゼロメートル地帯にあっては伊勢湾台風で甚大な水害を受けた蟹江町においては、喫

緊の課題として、不足する避難場所の確保などの浸水対策を進めているところであるが、蟹江警察署の庁舎は耐震改修が済んでいるものの液状化対策、浸水対策はなされておらず、巨大地震発生時に庁舎が甚大な被害を受け、警察署が機能不全に陥り、治安維持や人命救助・捜査活動など警察業務に支障が生じるのではないかと危惧している。被災後の復旧・復興に当たっても、治安維持は前提条件といえる重要課題である。

加えて、庁舎は昭和44年に建設されており、老朽化、狭隘化が進んでいるほか、運転免許更新時の待合での混雑など警察施設としての機能の低下が課題となっており、防災機能、治安機能及び来庁者の利便性を高めた庁舎への建て替えが不可欠である。また、地域防災の観点から警察活動に支障がない範囲で、浸水時の一時的な待避施設として活用できる機能が加われば、被災住民の救命に繋がる。

こうしたことから、住民の安全・安心をより一層推進するために、蟹江警察署建て替えの早期実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事、愛知県警察本部長、愛知県議会議長。

以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

(1番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第27 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第53号「旧蟹江高等学校解体撤去工事請負契約の締結について」をこの際、日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、議題とすることに決定されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第28 議案第53号「旧蟹江高等学校解体撤去工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成25年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時16分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

高 阪 康 彦

1 2 番 議員

吉 田 正 昭

1 4 番 議員

大 原 龍 彦